T20560444 2008.04.07 2010.03.09
T20566721 2008.06.18 2010.03.02
T20571227 2008.07.14 2010.03.09
T20573929 2008.06.05 2010.03.08
T20574108 2008.06.18 2010.03.17
T20576570 2008.09.03 2010.03.10
T20596697 2008.09.24 2010.03.31
T20618374 2008.10.16 2010.03.19
T20627900 2009.01.12 2010.03.11
T20628822 2009.01.06 2010.03.19
T20630719 2009.02.26 2010.03.09
T20633194 2009.01.29 2010.03.06
T20637993 2009.03.12 2010.03.04
T20638132 2009.02.18 2010.03.23
T20638804 2009.02.17 2010.03.29
T20640436 2009.04.29 2010.03.26
T20642745 2009.03.13 2010.03.25
T20650365 2009.03.31 2010.03.08
T20652574 2009.05.26 2010.03.25
T20652728 2009.05.12 2010.03.23
T20653697 2009.05.06 2010.03.30
T20654983 2009.07.28 2010.03.17
T20656187 2009.10.21 2010.03.29
T20661396 2009.06.23 2010.03.03
T20663679 2009.06.26 2010.03.29
T20665581 2009.07.22 2010.03.31
T20666683 2009.08.03 2010.03.09
T20666696 2009.08.18 2010.03.23
T20672184 2009.09.16 2010.03.17
T20675960 2009.11.12 2010.03.23
T20678711 2009.09.04 2010.03.12
T20680398 2009.09.23 2010.03.02
T20681257 2009.12.08 2010.03.11
T20682386 2009.10.14 2010.03.01
T20684608 2010.02.03 2010.03.23
T20689819 2009.11.19 2010.03.01
T20694260 2010.01.15 2010.03.06
T20697317 2010.01.28 2010.03.24
T20697989 2010.01.21 2010.03.17
T20700920 2010.02.24 2010.03.09
T20701855 2010.02.10 2010.03.07
T20780350 2000.03.24 2010.03.17
T20798997 2002.03.26 2010.03.29
T21104917 2003.02.18 2010.03.22
T21115509 2002.01.21 2010.03.19

○農林水産省告示第七百十七号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福島　瑞穂

表一熊本の項中「旧富合町」の下に「、旧城南町及び旧植木町」を加える。

表二吾妻西部の項中「長野原町、嬬恋村、草津町及び六合村」を「中之条町のうち旧六合村の区域、長野原町、嬬恋村及び草津町」に改め、同表松本の項中「、波田町」を削る。

表三山口の項中「山口市」の下に「（旧阿東町の区域を除く。）」を加える。

表四花巻の項中「、遠野市、釜石市及び上閉伊郡」を「及び遠野市」に改め、同表北埼玉の項中「、羽生市、鴻巣市及び北埼玉郡騎西町」を「（旧北川辺町及び旧大利根町の区域を除く。）、羽生市及び鴻巣市」に改め、同表にいがた中央の項を次のように改める。

にいがた	新潟県新潟市

表四松本の項中「波田町、」を削り、同表鹿本の項及び西合志の項を次のように改める。

山鹿植木	熊本県熊本市のうち旧植木町の区域並びに山鹿市のうち旧山鹿市及び旧山鹿市の区域
菊池	熊本県菊池市及び合志市

表四宮崎の項中「、宮崎郡」を削る。

表五北埼玉の項中「、鴻巣市及び北埼玉郡」を「及び鴻巣市」に改め、同表鹿本の項を次のように改める。

山鹿植木	熊本県熊本市のうち旧植木町の区域並びに山鹿市のうち旧山鹿市及び旧山鹿市の区域

表五宮崎の項中「、宮崎郡」を削る。

表六清和の項を次のように改める。

上益城	熊本県上益城郡山都町

表十西遠の項中「、湖西市並びに浜名郡」を「及び湖西市」に改め、同表山口の項中「山口市」の下に「（旧阿東町の区域を除く。）」を加え、同表萩の項中「阿武町」を削る。

表十一山口あぶの項中「山口県」の下に「山口市のうち旧阿東町の区域、」を加える。

表十二下都賀西部の項中「、大平町、藤岡町、岩舟町及び都賀町」を「及び岩舟町」に改め、同表はが野の項中「益子町、」を削り、同表児玉の項及び北川辺の項を次のように改める。

北川辺	埼玉県加須市のうち旧北川辺町の区域
児玉	埼玉県本庄市及び児玉郡上里町

表十二宮崎の項中「、宮崎郡」を削る。

表十三玉名の項及び植木の項を次のように改める。

植木	熊本県熊本市のうち旧植木町の区域
玉名	熊本県玉名市並びに玉名郡南関町及び和水町

表十四北埼玉の項中「、羽生市、」を「（旧大利根町の区域を除く。）、羽生市及び」に改め、「並びに北埼玉郡騎西町及び北川辺町」を削り、同表山門の項、南筑後の項及び八女の項を次のように改める。

南筑後	福岡県柳川市及び大川市
八女	福岡県八女市、筑後市及び三潴郡
山門	福岡県みやま市

表十四熊本の項を次のように改める。

熊本山鹿	熊本県熊本市（旧城南町を除く。）及び山鹿市のうち旧山鹿市の区域

表十四鹿本の項を削り、同表宮崎の項中「の区域及び宮崎郡」を「及び旧清武町の区域」に改める。

表十九花巻の項中「及び紫波郡」を「雫石町、岩手町及び滝沢村並びに紫波郡」に改め、同表松本の項中「、波田町」を削る。

表二十松本の項中「、波田町」を削り、同表吉野の項を削る。

表二十二松本の項中「、波田町」を削る。

表二十三阿中の項中「阿武町」を削る。

表二十四三方原の項中「、湖西市及び浜名郡」を「及び湖西市」に改める。

表二十五松本の項中「、波田町」を削る。

表二十六宮崎の項中「、宮崎郡」を削る。

表二十九松本の項中「波田町、」を削る。

表三十県央鬼怒川流域の項中「及び芳賀郡」を「並びに芳賀郡益子町、茂木町及び芳賀町」に改め、同表西遠の項中「湖西市」の下に「（旧新居町の区域を除く。）」を加え、同表尾鈴の項を削る。

経済産業省
環境省
○国土交通省告示第百八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年十二月十四日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月七日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁